

令和元年度第1回滋賀県大規模小売店舗立地審議会 議事概要

日 時：令和元年7月8日（月）10時00分～12時00分

場 所：滋賀県 大津合同庁舎7-C会議室

出席委員（五十音順、敬称略）

池田 美幸、上田 雄三郎、宇野 伸宏、岡井 有佳、桑野 園子
塩見 康博、中原 淳一、廣本 さとみ

議事次第

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

- ・「（仮称）ドラッグコスモス甲南野田店」（法第5条第1項 新設）
- ・「ドラッグコスモス大萱店」（法第5条第1項 新設）
- ・「近江八幡駅前南部店舗」（法第6条第2項 変更）

3. その他

4. 閉会

[10時00分 開会]

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

・「(仮称)ドラッグコスモス甲南野田店」(法第5条第1項 新設)

(1) 事務局から届出の概要説明

(2) 設置者から届出の概要説明、質疑応答

○委員：営業時間を22時までではなく、21時45分までとすれば騒音の夜間最大値の影響が無くなるが、22時まで営業する必要はあるのか。

○事業者：お客様の利便性および店舗の売上の確保を考えた上で、生活環境に影響のない範囲で最大限の時間、営業をしたいと考えている。当該店舗については、店舗の対面で騒音の夜間最大値の超過があるが、超過した地点は休耕地であるので22時までの届出としている。通常の営業時間は21時までであるが、消費増税等の影響に対応できるように22時までの届出としている。

○会長：周辺環境が大きく変われば営業時間の短縮について検討してもらえるのか。

○事業者：もちろん検討する。

○委員：交通解析シートの地点2の断面Aの左折車混入率が他の数字と比較してボリュームが小さいのではないか。交通量予測の結果に大きな影響はないと思うが。

○事業者：一度確認した上で回答する。

○委員：店舗1km範囲内に小学校が立地しているが、店舗前面道路は通学路に指定されていないか。また、車いす使用者の駐車区画が1区画しか設置されないようだが、1区画あれば十分という認識で設置されているのか。

○事業者：店舗前面道路は通学路に設定されてはいない。車いす仕様者の駐車区画については、出店先の自治体の規定に基づいて設置しており、当該店舗については1区画の設置を計画している。

○委員：店舗ごとにパートアルバイトを採用しているのか。

○事業者：採用している。医薬品取り扱いの資格者については近隣店舗から異動してもらおう。

○委員：正社員を地元採用することはあるのか。また、時間単位での勤務等についてパートアルバイトへの配慮はあるのか。

○事業者：正社員は本社一括で採用している。時間勤務等については会社として検討しているところではあるが当審議会で回答する内容ではないと考える。

○委員：UターンIターンで地元住民を正社員として採用することが出来れば良いのではないか。

(3) 審議結果

届出内容の総合的な評価として意見なし。ただし、附帯意見として下記2点を付す。

- ・ 騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応、協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。

また、将来当該予測地点周辺に住居等が建設される際には、当該住民と協議の上、必要な対策を講じること。

- ・ 出入口の面する道路は、左折での入出庫に加え、右折での入出庫を可能としているため、交通整理員の配置、歩行者等への注意喚起看板の設置および路面標示を行うなど、出入口の十分な交通安全対策を講じられたい。

- ・ 「ドラッグコスモス大萱店」 (法第5条第1項 新設)

(1) 事務局から届出の概要説明

(2) 設置者から届出の概要説明、質疑応答

○委員：計画店舗の近くで先日事故が発生しており、交通安全について神経を尖らせている住民の方も多と思われる。元々、交通量の多い場所でもあり、交通安全対策についてどのように考えているのか。また、計画店舗の商圈は1kmに設定されており、店舗北西からの来客数は少ない数字を見込まれている。近江大橋を利用して来客される方はほとんどいないと想定されているのか。

○事業者：事故後、住民の方から特に連絡は頂いていない。今の所は、通常店舗と同様の交通安全対応をさせて頂く予定をしている。具体的には、店舗オープン時は、交通整理員を配置した上で、安全の確保を図る。その後、状況を見ながら交通整理員を減らしていく。通常期においては、交通整理員の配置までは考えていない。地元住民等から交通整理員の配置要望があれば別途検討させて頂く。また、前面道路は通学路にも指定されているので、オープン時の交通整理員配置中に情報収集を図り、必要に応じて安全対策を追加したいと考えている。

2点目の商圈について、計画店舗の業種はドラッグストアであり、近江大橋を利用してまで計画店舗を目的に来られるお客さんはいないだろうと考えている。警察との協議もそのように整っている。

○委員：交通整理員の配置は当然お願いしたいが、店舗前面の道路は双方向に自転車通行帯が設置されている。店舗に右折入庫する自動車は右から来る自転車に対しての注意が散漫になりがちである。その辺りも含めて、交通整理員の指導も徹底してもらいたい。

○会長：あわせて、交差点2から計画店舗までの距離が近いので、信号待ちの車列が伸びると、親切で右折入庫車に道を譲った時に、サンキュー事故が発生する危険性があるので、その事も是非配慮頂きたい。

○事業者：承知した。

○委員：大津市から意見書が提出されているが各項目の対応状況を教えて頂きたい。

○事業者：各関係法令の手続きは概ね完了している。騒音規制法等の条例についても今後適切に対応して参る。

○委員：騒音予測のC地点で等価騒音の予測値が環境基準値を超過している。C地点は現在駐車場であるが、将来住宅が建設された時は何か配慮して頂けるのか。

○事業者：当該予測地点に将来住宅が立地した際は騒音対策が必要と考えている。具体的には、パッカー車の作業時間を短縮させることや、目隠しフェンスを設置すること等を考えている。

○委員：敷地南側に歩行者用の出入口は設置されるのか。

○事業者：設置はしない。

(3) 審議結果

届出内容の総合的な評価として意見なし。ただし、付帯意見として下記4点を付す。

- ・ 騒音の環境基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応、協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。

また、将来当該予測地点周辺に住居等が建設される際には、当該住民と協議の上、必要な対策を講じること。

- ・ 円滑かつ安全な交通の確保および周辺道路の交通への影響を緩和する適切な誘導計画を実施するため、新規開店時をはじめ繁忙日においては交通整理員の適切な人員の配置およびちらしによる周知など、来退店車両誘導の徹底その他の適切な方法により十分な交通対策を講じられたい。

特に、開店後において、渋滞等の問題が予見されるまたは生じた場合には、建物設置者が地域住民、道路管理者および交通管理者等関係機関と協議し適切な対策を速やかに講じられたい。

- ・ 出入口の面する道路は、左折での入出庫に加え、右折での入出庫を可能としており、出入口が交差点から近い位置にあり、加えて自転車通行帯も歩道内に設置されている。そのため、交通安全に最大限の配慮を求める意味での交通整理員の配置、歩行者・自転車等への注意喚起看板の設置および路面標示を行うなど、出入口の十分な交通安全対策を講じられたい。
- ・ 店舗の来退店車両および荷さばき車両等により、児童・生徒をはじめとした店舗周辺の通学路を通行する者に危険が生じないように、安全確保について特段の配慮を講じられたい。

- ・ 「近江八幡駅前南部店舗」（法第6条第2項 変更）

(1) 事務局から届出の概要説明、質疑応答

○委員：店舗の概要を教えて欲しい。

○事務局：敷地北側の店舗は元々ピアゴというスーパーマーケットであったが、小売業者がUDリテール株式会社に変更となり、スーパーとドン・キホーテの複合店舗となっている。敷地南側の店舗はDCMカーマというホームセンターであり、従前より変更はない。

○委員：今回の届出は変更届出であり、現在既に変更後の内容で営業されている。変更後の営業の状況についても教えてもらえるのか。

○事務局：後ほど事業者から現在の状況について説明がある。

○委員：地域住民からの意見の中で、1か月以上事業者から連絡がないという意見も提出されているが、対応はなされているのか。

○事務局：住民の方から県に意見書の提出がなされたので、県から事業者意見書の内容を送付した上で、住民の方と話をしよう事業者を指導している。本件についても、事業者と住民の方で協議の場を設けられたと、事業者から報告を受けている。

○委員：今は住民の方と話が出来ており解決しているということか。

○事務局：今後どのような対応をしていくか、事業者と住民で合意は出来ていると聞いている。

(2) 設置者から届出の概要説明、質疑応答

○委員：地元住民の意見の中に1か月間対応が放置されたと記載があるが1か月対応を放置された理由について教えて頂きたい。

○事業者：店舗業務が忙しく対応が出来なかった。深く反省している。

○委員：事業を優先したということか。今後はどのように対応するのか。

○事業者：自治会長と今後の方向性について打ち合わせを実施した。打ち合わせで決めた内容を遵守するように努めてまいる。

○委員：騒音予測の夜間最大値c'では予測高さ1.2mで実施されている。c'地点の住居は5階建てになるので、5階高さまで騒音予測を実施して頂きたい。

○事業者：1階部分である予測高さ1.2mの影響が一番大きいと考えるが、後日参考資料として5階高さまでの予測結果を提出させてもらう。

○会長：今の話に関連して、予測地点cの周辺には駐車場利用の夜間制限区域が設け

られているが、夜間制限は実行されているのか。

○事業者：夜間制限は実施している。

○委員：早朝の荷さばきの抑制のために、物理的に対応されたことはあるのか。

○事業者：今は荷さばき作業を7時以降に実施している。

○委員：6時から7時までは荷さばき作業を実施されていないのであれば、届出上の荷さばき開始時間を7時に変更すればよいのではないのか。

○事業者：今は7時開始で運用しているが、年末年始等の繁忙期に備えて6時30分からの荷さばき作業が必要になる可能性はあると考えている。

○委員：繁忙期であっても6時から荷さばき作業を開始する事はないのであろう。

それでは、荷さばき開始時間を6時30分に変更すればよいのではないのか。

○事業者：会社の方針もあり変更の予定はない。地元住民とは原則7時以降の荷さばき開始について合意している状況ということ。

○委員：それでは将来的には荷さばき開始時間が6時になる可能性もあるということか。

○事業者：そうである。その際は地元住民の了解も当然必要になると考えている。

○委員：地元住民の方とは荷さばき作業の開始時間について文書でやり取りをされているのか。

○事業者：文書のやり取りは行っていない。

○委員：それでは地元住民と合意が出来ているかどうかはわからない。あくまで口約束ということになる。

○会長：自治会長とは話をされているとのことだが、意見を申し出されている住民の方とは直接話をされたのか。

○事業者：今後、当該住民の方にも御連絡させて頂く。当初は自治会長の方から、当該住民に対して話をされるとのことであったので、直接話をしていなかったが、今後は住民の方とも話をして参る。

○委員：地元住民からの意見書はいつ提出されたのか。

○事業者：4月24日に県に意見書が提出されたと記憶している。

○委員：それでは、4月24日の意見書の内容を踏まえて、運用上荷さばき開始時間を6時30分からにされているということか。

- 事業者：そうである。
- 委員：地元住民に対して、運用上荷さばき開始時間を6時30分から実施していることは回答したのか。
- 事業者：先ほどご説明したとおり、自治会長に口頭で回答している。また、荷さばき作業場の近くに表示もしている。
- 委員：それでは4月24日以降は荷さばき作業について、地元住民から御社に意見は述べられていないのか。
- 事業者：一度、荷さばき車両が6時30分以前にお店に入ってしまったことがあり、それを見られた自治会長からご意見を頂戴した。それを踏まえて、自治会長と話をさせて頂き、荷さばき作業の開始時間を7時にする事とした。7時以前は物理的に車が入れないようにしており、今も引き続きその様になっている。
- 委員：住民の方との今後のコミュニケーションの窓口はどなたになるのか。
- 事業者：店長である。
- 委員：地元住民の方もそのことは認識しているのか。
- 事業者：認識している。
- 委員：今後も随時、近隣住民の方とコミュニケーションを取っていく姿勢であるということか。
- 事業者：そうである。自治会長ともそのように約束している。
- 委員：届出書上は、6時から7時の搬出入車両の台数が記載されている。今、7時から荷さばきをされているのであれば、6時から7時の搬出入車両はどうなったのか。
- 事業者：6時から7時に予定されていた3台は、7時から8時の搬出入台数にプラスされている。
- 委員：今の話、7時から8時の搬出入車両が増加したとの事だが、荷さばき施設側の道路は通学路に指定されている。通学路に対する安全配慮は何かなされているのか。
- 事業者：現状は通学路であるということを表記した注意喚起看板を設置している。
- 委員：今までの経緯を踏まえると、搬入業者に搬入時間を調整するように依頼して

いると思うが、搬入車両がどのように時間調整をしているかは把握しているのか。

○事業者：店舗の平面駐車場を6時30分に開錠しており、そこで待機している。

○委員：6時30分より早く着いた場合はどうなるのか。

○事業者：各納品業者に対して、店舗の運営ルールを明確にしているので、運送会社の方で時間をコントロールしてもらうように運営している。店舗周辺での待機がないよう心がけて参る。

○委員：事務局に尋ねるが、地域住民の方から意見書の提出があった場合はその都度、建物設置者に送付しているのか。

○事務局：基本的には大規模小売店舗立地法の手続きの中で、縦覧期間終了後にまとめて建物設置者に地元住民からの意見書内容を通知している。本件については、建物設置者の急ぎの対応が必要であったので、意見書をすぐに建物設置者に送付した。

○委員：建物設置者が対応を放置したために地元住民の方は意見書を県に提出したという事か。

○事業者：そのように考えている。

○委員：住民の方は大規模小売店舗立地法に係る手続きの手順やスケジュールは理解していただいたのか。

○事務局：事務局から自治会長には電話で説明をさせて頂いた。

○委員：荷さばき車両が平面駐車場で待機する場合は、どの入口から入るのか。

○事業者：出入口③から入場する。出入口③はチェーンがかかっている状態。

○委員：荷さばき車両のドライバーが自身でチェーンを下げるのか。

○事業者：そうである。ドライバーにそのように周知している。

(3) 審議結果

届出内容の総合的な評価として意見なし。ただし、付帯意見として下記3点を付す。

- ・ 騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、夜間22時以降は出入口①および駐車場の一部を確実に閉鎖されたい。近隣住民から騒音をはじめと

する苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応、協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。

また、将来当該予測地点周辺に住居等が建設される際には、当該住民と協議の上、必要な対策を講じること。

- ・ 荷さばき施設付近の騒音予測は数値基準を満たしているものの、荷さばき施設と住居が近接していることから、早朝の荷さばき作業は出来る限り抑制するとともに、早朝に搬入車両が店舗周辺で待機しないよう配慮されたい。

また、やむを得ず早朝に荷さばき作業を実施される際は、搬入車両の走行および荷さばき作業においては特に騒音防止に努められたい。騒音発生に関して近隣住民から苦情等があった場合は、誠意をもって対応・協議されたい。

- ・ 午前2時まで深夜営業を行うことから、店舗に青少年がい集することのないよう、巡回や呼びかけ等の対策を実施されたい。

3. その他

事務局から次回審議案件の説明

4. 閉会